

**令和7年度
市有財産の売払い
(不落物件) に関する募集要領**

**君津市
総務部管財課**

目次

1	はじめに.....	5
2	売扱う市有財産.....	5
3	随意契約による市有財産売却の流れ（概要）.....	6
4	資格要件.....	7
5	譲渡（購入）申込.....	7
(1)	受付期間.....	7
(2)	提出方法.....	7
(3)	受付場所.....	7
6	譲渡（購入）申込書類（各1部）.....	8
(1)	個人の場合.....	8
(2)	法人の場合.....	8
(3)	代理人に委任する場合.....	9
(4)	共有名義で申し込む場合.....	9
7	現地確認.....	9
(1)	申込方法.....	9
8	質問及び回答.....	9
(1)	質問の受付方法等.....	9
(2)	質問に対する回答の方法.....	9
9	資格の審査.....	9
10	買受人の決定方法.....	9
11	買受人の決定通知.....	10
12	契約の締結.....	10
13	契約保証金及び売買代金の支払方法.....	10
(1)	一括払.....	10
(2)	契約保証金払.....	10
14	所有権の移転及び売買物件の引き渡し.....	10
15	契約にあたっての費用.....	11
(1)	印紙税額（収入印紙）（令和9年3月31日までに作成されるもの）.....	11
(2)	登録免許税.....	11

16	公租公課	11
17	個人情報の取り扱い	11
18	暴力団等の排除	12
19	関係法令（抄）	12
(1)	地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）	12
(2)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）	12
(3)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（抄）	13
(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）	13
(5)	君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）（抄）	13
(6)	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）（抄）	14
20	各種様式	16
	様式1_普通財産譲渡申請書	17
	様式2_誓約書	18
	様式3_役員名簿	20
	様式4_委任状	21
	様式5_資格審査結果通知書	22
	様式6_辞退書	23
	様式7_現地確認申込書	24
	様式8_質問書	25
21	書類の提出先・お問い合わせ窓口	26

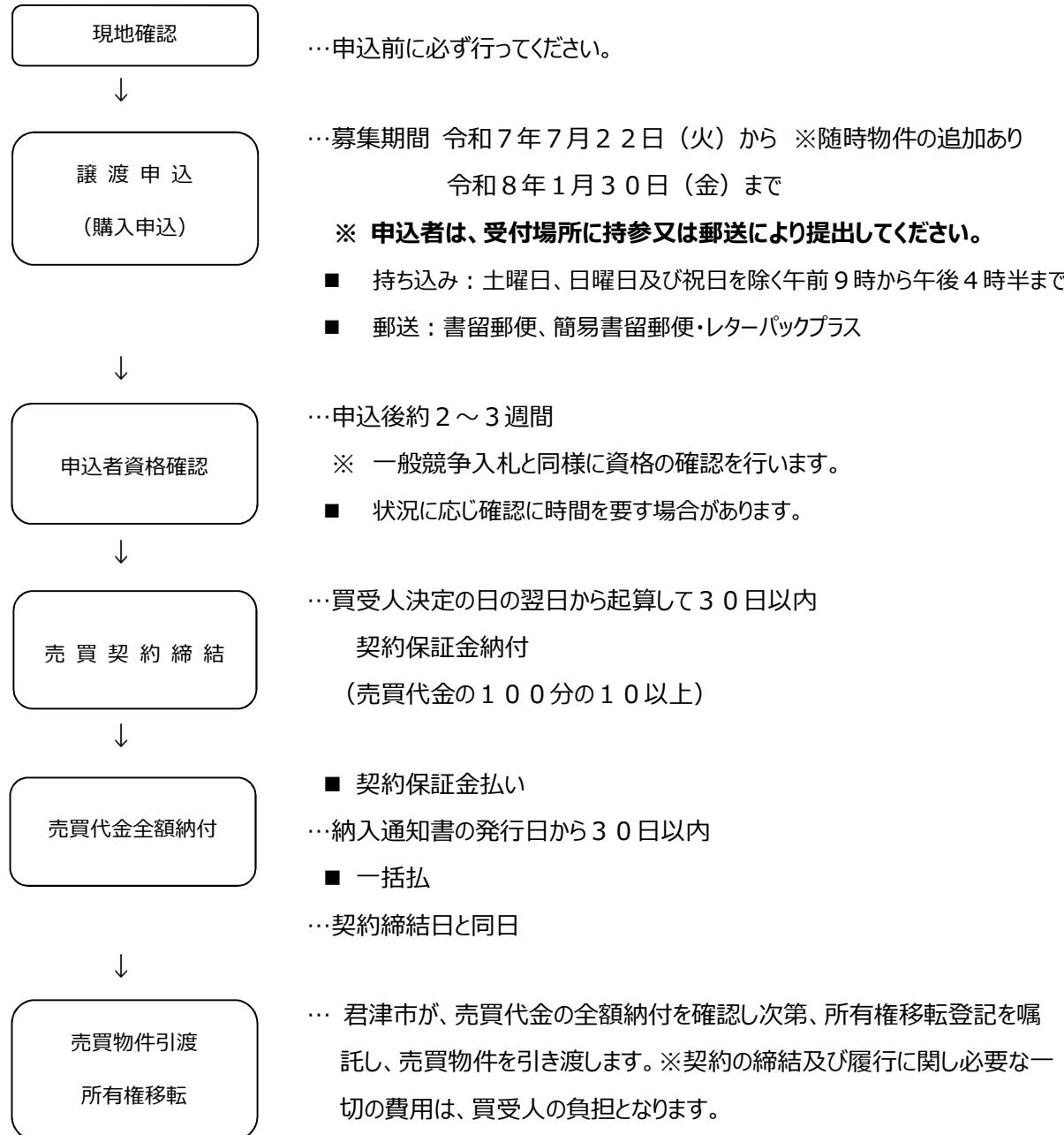
1 はじめに

- (1) 市有財産の一般競争入札による売払いにおいて、落札されなかった物件（以下「不落物件」という。）について、先着順により買受人を募集します。
- (2) 購入を希望される方（以下「申込者」という。）は、この募集要領をご確認のうえ、お申込みください。
- (3) 申込者は、本募集要領の内容を理解し、了承しているものとみなします。
- (4) 物件明細や契約条件は市が提示する資料をご確認ください。
- (5) 物件調査等の記載事項が現況と異なる場合は、現況を優先するものとします。
- (6) 放射線量の測定等の放射性物質の調査、土壤汚染調査、地盤調査、地質調査、地下埋設物調査等は実施していません。

2 売払う市有財産

- (1) 現在募集中の先着順により売払う市有財産は、別紙「先着順による市有財産売払い物件（一覧）」に記載されている不落物件です。
- (2) 必ず購入申込前に現地及び近隣の状況を確認してください。

3 隨意契約による市有財産売却の流れ（概要）



4 資格要件

申込者は、次の全ての要件を満たす個人又は法人とします。また、法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等などを代表する者をいう）も含みます。

- (1) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- (4) 君津市暴力団排除条例第2条の規定に該当しない者。
- (5) 君津市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者に該当しない者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当しない者。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等に該当しない者。
- (8) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (9) 都道府県税を滞納していない者。
- (10) 市区町村税を滞納していない者。
- (11) 2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は申込日前6か月以内に手形、小切手の不渡りをしていない者。
- (12) 会社更生法の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- (13) 民事再生法の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。

5 譲渡（購入）申込

受付期間、提出方法等は、次のとおりです。提出された書類については、返却いたしません。

(1) 受付期間

令和7年7月22日（火）から令和8年1月30日（金）まで ※随時物件の追加あり

（注1）先着順は日ごとにより判断いたします。

（注2）先着順により申込があった時点で各不落物件の募集を終了いたします。

（注3）窓口での受付時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除いた午前9時から午後4時半までとなります。

(2) 提出方法

受付場所に持参又は郵送により提出してください。

（注1）持参の場合は、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

（注2）電話、FAX、電子メール等での申込はできません。

（注3）郵送の場合は、書留、簡易書留又はレターパックプラスにてお送りください。

(3) 受付場所

〒299-1192

君津市久保二丁目13番1号 君津市総務部管財課（君津市役所7階）

☎0439-56-1375

6 謾渡（購入）申込書類（各1部）

- 各種様式は、君津市のホームページからもダウンロードできます。
- 契約及び不動産登記については、申込者の名義で行います。
- 申込等の際に要する費用については、申込者の負担となります。
- 提出する各種証明書等は、普通財産譲渡申請書（様式1）の提出日から3か月以内に発行された原本を提出してください。

（1）個人の場合

- ① 普通財産譲渡申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 印鑑証明書
 - （注）上記①、②に押印したもの（実印）で市区町村長で発行するもの
- ④ 住民票抄本
 - （注）本籍地、筆頭者、個人番号（マイナンバー）の記載のない原本を提出してください。
- ⑤ 身分証明書
 - （注）本籍地のある市区町村長発行の「身分証明書」
- ⑥ 登記されていないことの証明書
 - （注）各地方法務局（本局）発行の「登記されていないことの証明書」（成年被後見人・被保佐人・被補助人とする記録がないことの証明）。
- ⑦ 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（その3の2）
 - （注）住所地を所轄する税務署にて交付のもの
- ⑧ 都道府県税に関し未納がないことを証する納税証明書
 - （注）住所のある都道府県の税窓口にて交付のもの
- ⑨ 市区町村税に関し未納がないことを証する納税証明書
 - （注）住所のある市区町村の税窓口にて交付のもの

（2）法人の場合

- ① 普通財産譲渡申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - （注）上記①、②に押印したもの（実印）で法務局で発行するもの。
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - （注）各地方法務局発行の「履歴事項全部証明書」
- ⑤ 役員名簿（様式3）
- ⑥ 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（その3の3）
 - （注）本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの
- ⑦ 都道府県税に関し未納がないことを証する納税証明書
 - （注）本社のある都道府県の税窓口で交付のもの
- ⑧ 市区町村税に関し未納がないことを証する納税証明書
 - （注）本社のある市区町村の税窓口にて交付のもの

(3) 代理人に委任する場合

① 委任状（様式4）

(4) 共有名義で申し込む場合

（注1）共有名義で申し込む場合は、(1)から(3)までに記載した添付書類が共有者全員分必要です。

（注2）単独名義で申し込んだ者が共有名義で契約、登記することはできません。

7 現地確認

必ず申込前に現地及び近隣の状況を確認してください。

立会による現地確認の希望がある場合は、日程調整のうえ、お受けいたします。

(1) 申込方法

直近の希望日の1週間前までに電子メールで現地確認申込書（様式7）のファイルを添付して、下記メールアドレス宛てに提出してください。参加申込受付のメールを返信させていただきます。

提出先：管財課メールアドレス kanzai@city.kimitsu.lg.jp

（注1）希望日どおりに立会による現場確認をお受けできない場合があります。ご承知おきください。

（注2）当日は、担当者の方の名刺をご持参ください。

8 質問及び回答

(1) 質問の受付方法等

質問書（様式8）を管財課までメールでご提出ください。電話や窓口での質疑には応じられませんので、ご了承ください。

(2) 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は市ホームページで公表します。回答の公表をもって、本募集要領等が修正され、又は追加されたものとして、本募集要領等と同様に扱うものとします。

なお、質問及び回答の内容は、本募集要領及び物件明細に関するものとします。（それ以外のものや、単なる意見表明と解されるものには回答しません。）

9 資格の審査

申込みを受け付けた場合は、審査を行い、君津市から次の書類を簡易書留又はレターパックプラスにて郵送します。

(1) 資格審査結果通知書（様式5）

10 買受人の決定方法

(1) 各不落物件の最低売却価格以上の買受金額を提示した申込者を、先着順により買受人に決定します。

(2) 各日の受付開始時点（午前9時）において、(1)の条件を満たす申込者が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した申込者を買受人に決定します（提示金額が同額である場合には、くじにより決定します）。

(3) 買受人名（※個人の場合には、氏名の公表はしません。）・買受金額については、市ホームページ上において公表する予定です。

(4) 本募集要領に違反する、又は誓約書内容に虚偽の記載がある場合は、決定後であっても買受人の決定を取り消すことがあります。

1 1 買受人の決定通知

買受人に決定した申込者には、君津市から次の書類を簡易書留又はレターパックプラスにて郵送します。

- (1) 市有地等売渡し決定通知書

1 2 契約の締結

(1) 契約は契約書を作成し、市、買受人双方が記名・押印したときに成立します。

(2) 売買契約書作成に伴う印紙税は、買受人の負担となります。

(3) 指定期間内（買受人決定の日の翌日から起算して30日以内）に契約を締結しなかった場合は、決定は無効となります。

1 3 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買代金の支払方法については、次の2通りがあります。

- (1) 一括払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに全額納付していただきます。

- (2) 契約保証金払

売買契約締結前までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、君津市が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から30日以内に納付していただきます。

なお、期限までに残代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は、君津市に帰属することとなります。

（注）売買代金の分割納入はできません。

1 4 所有権の移転及び売買物件の引き渡し

- (1) 君津市が売買代金の納付を確認し次第、所有権移転登記を嘱託し、売買物件を引き渡します。
- (2) 売買物件の所有権は、契約金額（売買代金）の全額を完納した時に、買受人に移転します。所有権の移転により、買受人に現況有姿のまま売買物件の引き渡しがあったものとします。
- (3) 買受人は、売買物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (4) 売買契約書（君津市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

1 5 契約にあたっての費用

(1) 印紙税額（収入印紙）（令和9年3月31日までに作成されるもの）

売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100万円を超える500万円以下	1千円
500万円を超える1千万円以下	5千円
1千万円を超える5千万円以下	1万円
5千万円を超える1億円以下	3万円
1億円を超える5億円以下	6万円

(2) 登録免許税

① 土地

（売買物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1m²当たりの単価））×（売買物件の地積）
×税率 = 税額（百円未満切捨）

② 建物（固定資産税評価証明書が発行できるもの）

（売買物件の固定資産税評価額）×税率 = 税額（百円未満切捨）
建物（固定資産税評価証明書が発行されないもの）
（売買物件について登記官が認定した価額（1m²当たりの単価））×（売買物件の延床面積）×
修正率×税率 = 税額（百円未満切捨）

1 6 公租公課

所有権移転登記後の公租公課は、買受人の負担となります。

- ① 不動産取得税（都道府県税）
- ② 固定資産税・都市計画税（市区町村税）

1 7 個人情報の取り扱い

購入希望のために提出された書類等に記載された個人情報は、手続・契約・登記事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

18 暴力団等の排除

- (1) 平成24年4月1日に施行された「君津市暴力団排除条例」第2条又は第9条に規定された暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員等と密接な関係を有する者（以下、暴力団等）は、購入はできません。
- (2) 暴力団等でないことを確認するため、申込者から個人情報を含む誓約書及び役員名簿（法人の場合）を提出していただきます。
- (3) 誓約書及び役員名簿に基づき、暴力団等でないことを確認するため、千葉県警察本部長及び公安調査庁に対し、照会します。その際、収集した個人情報を警察及び公安調査庁に提供します。
- (4) 照会の結果、(1)に該当すると回答のあった申込者とは、契約を行いません。また、既に契約済みの場合は、契約を解除します。

19 関係法令（抄）

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) (抄)

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
 - 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)
 - 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
 - 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
 - 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的 requirement 行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的 requirement 行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又は第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

(5) 君津市暴力団排除条例 (平成24年君津市条例第3号) (抄)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(市の事務等からの暴力団の排除)

第9条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下この条において「市の事務等」という。)により暴力

団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(第3項において「暴力団密接関係者」という。)を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) (抄)
(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

(再発防止処分)

第八条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

- 一 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。
- 二 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。
- 三 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。
- 四 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。
- 五 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。
- 六 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従って役職員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。
- 七 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

一 いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

20 各種様式

様式 1_普通財産譲渡申請書

様式 2_誓約書

様式 3_役員名簿

様式 4_委任状

様式 5_資格審査結果通知書

様式 6_辞退書

様式 7_現地確認申込書

様式 8_質問書

様式 1

普通財産譲渡申請書

令和 年 月 日

君津市長 石井宏子様

申請人 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

印

下記のとおり普通財産を譲渡してください。

記

普通財産の名称		所在地	
譲渡面積			
使用目的			
譲渡価額	円		
その他必要な事項			

備考 利用計画書その他必要な書類を添付すること。

様式 2

誓 約 書

令和 年 月 日

君津市長 石井宏子様

住 所 又 は 所 在 地

氏 名 又 は 名 称

代 表 者 名

代 理 人

(印)

(印)

私は、下記の物件の購入に際し、次の事項を誓約します。

記

物件番号	
所在	

- 1 私は、貴市の「市有財産の売払い（不落物件）に関する募集要領」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申し立てません。
- 2 私は、役員名簿に記載された全ての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。
- 3 私は、次に掲げる者でないことを誓約します。
 - (1) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者。
 - (4) 君津市暴力団排除条例第2条の規定に該当する者。
 - (5) 君津市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当する者
 - (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等に該当する者。
 - (8) 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条又は第9条の規定に該当する者。
 - (9) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - (10) 都道府県税を滞納している者。
 - (11) 市区町村税を滞納している者。
 - (12) 2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は申込日前6か月以内に手形、小切手の不渡りした者。
 - (13) 会社更生法の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - (14) 民事再生法の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- 4 私は、君津市の指定する書類を提出し、その情報を君津市が千葉県警察本部長及び公安調査庁に照会することについて同意します。

- 5 私は、君津市暴力団排除条例第2条又は第9条の規定に定める者の該当の有無を確認するため、役員名簿の提出に同意します。また、君津市が本誓約書及び役員名簿を、千葉県警察に提供することに同意します。
- 6 私が本誓約書で誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、君津市が契約を締結しないこと、又は契約を解除することを承知、かつ同意します。
- 7 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 競争加入を妨害し、又は買受人が契約を結ぶこと、若しくは履行することを妨害すること。
 - (2) 正当な理由なくして契約の履行をしないこと。
 - (3) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴市に認められること。
 - (4) 購入に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (5) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と貴市に認められること。
 - (6) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

様式 3

役 員 名 簿

令和 年 月 日現在

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

様式 4

委 任 状

令和 年 月 日

君津市長 石井宏子様

申込者 住所

(委任者)

氏名 (印)

(法人の場合は、名称及び代表者名)

私は、下記の者を代理人として定め、以下のとおり権限を委任します。

記

1 物件番号

2 所 在

3 委任内容

代理人

(受任者)

住 所

氏 名 (印)

電話番号

(注)法人の代表者が従業員に売買手続きを委任する場合等、申込者が売買の手続きを行わない場合は、この委任状が必要です。

(記載にあたっての注意事項)

印鑑については、法人の場合には代表者印、個人の場合には実印を使用してください。

様式 5

資格審査結果通知書

令和 年 月 日

申込者

様

君津市長 石井宏子

資格審査の結果を下記のとおり通知します。

記

1 物件番号

2 資格の有無 有・無

3 上記 1 で資格が無とした場合の理由

様式 6

申込辞退書

令和 年 月 日

君津市長 石井 宏子 様

住 所 又 は 所 在 地

氏 名 又 は 名 称

代 表 者 名

印

代 理 人

印

令和 年 月 日に申し込んだ下記物件に係る市有財産売却について、辞退します。

記

1 物 件 番 号

2 物 件 の 表 示

3 所 在

4 辞 退 理 由

現地確認申込書

令和 年 月 日

君津市長 石井宏子様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

㊞

下記売買物件に係る立会による現地確認を申し込みます。

記

1 物件番号

2 所 在

3 希望日時

- ① 令和 年 月 日 ()
- ② 令和 年 月 日 ()
- ③ 令和 年 月 日 ()

4 参加予定者

会社名等	所属	肩書	氏名

(注)原則として、参加できるのは、1グループ当たり3名様までとさせていただきます。

質問書

令和 年 月 日

君津市長 石井宏子様

住所又は所在地

氏名又は名称

(連絡先)

物件番号 R ■-■ に関し、次のとおり質問がありますので、回答をお願いいたします。

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）
1		
2		
3		
4		
5		

注1) 記載欄が不足する場合には、適宜、表を調整して使用してください。

No.の数字は質問の通し番号とし、2通目以降は書き換えてください。

注2) 質問書は、メールにて提出してください。

メールアドレス : kanzai@city.kimitsu.lg.jp

2.1 書類の提出先・お問い合わせ窓口

〒299-1192 君津市久保二丁目13番1号

君津市総務部管財課（君津市役所7階）

電話 0439-56-1375

Fax 0439-56-1404

E-mail kanzai@city.kimitsu.lg.jp